

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

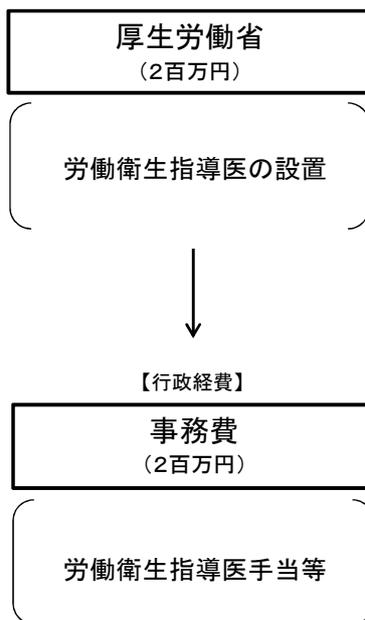
事業名	労働衛生指導医設置経費			担当部局庁	労働基準局安全衛生部			作成責任者		
事業開始年度	昭和49年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	労働衛生課			武田 康久		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第95条			関係する計画、通知等	-					
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置し、都道府県労働局長に対し意見を述べさせることを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働安全衛生法第95条に基づく、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。平成26年4月1日現在、都道府県労働局に計58名設置している。									
実施方法	直接実施									
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求	3		
		補正予算	-	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-	-		
		計	3	4	3	3	3	3		
	執行額	2		2	2	-			-	
	執行率 (%)	67%		50%	67%	-			-	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
	全47労働局に各1人以上、労働衛生指導医を設置する。	労働衛生指導医の設置数	成果実績	局	47	47	47	-	-	
			目標値	局	47	47	47	-	47	
			達成度	%	100	100	100	-	-	

活動指標及び活動実績		活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合には、機を逸さないよう速やかに意見を求める。	活動実績		局	-	-	-	-		
		当初見込み		局	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績		活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	労働衛生指導医の活動実績	活動実績		時間	-	-	123	-		
		当初見込み		時間	-	-	-	-		
単位当たりコスト		算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
単位当たりコスト		単位当たりコスト = X / Y X:「執行額(28年度は予算額)」 Y:「労働衛生指導医設置人数」	単位当たりコスト	千円/人	30	35	30	56		
			計算式	X / Y	1,746千円 / 58人	2,009千円 / 58人	1,716千円 / 57人	3,207千円 / 57人		
平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
	非常勤職員手当	2	2							
	職員旅費	1	1							
	委員等旅費	0	0							
	庁費	0	0							
	計	3	3							
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること								
	施策	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ-2-1)								
	政策評価	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 29 年度
			1 労働災害による死亡者数	実績値	人	1,030	1,057	972	-	-
				目標値	人	-	-	-	-	929
			定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 29 年度
			2 労働災害による死傷者数(休業4日以上)	実績値	人	118,157	119,535	116,311	-	-
				目標値	人	-	-	-	-	101,639
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
	-	-	-	施策の進捗状況(実績)						
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定の指示、及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせることで事業場の衛生管理を徹底させ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。										
経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-										

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明				
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	東電福島第一原発の作業員に対する健診命令を行なうなど、社会的に注目を浴びる事業において活動を行うことが多く、広く国民のニーズがあり、また、法律の規定に基づき実施するものであることから、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	都道府県労働局長の権限の発動に伴うものであるから、国で実施すべきである。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	東電福島第一原発の作業員に対する健診命令を行なうなど、社会的に注目を浴びる事業において活動を行うことが多いため、優先的に実施すべきものである。				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-				
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無					
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	労働者の職業病予防を推進するものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	労働衛生指導医一人あたりのコストとして妥当である。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	労働衛生指導医の活動に必要な経費に限定されている。				
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	労働衛生指導医の意見を要する事案が少なかったため。				
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-				
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	毎年度成果目標を達成しており、妥当である。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	都道府県労働局長が健康診断等の指示を行うにあたり、助言を求めるべき専門医を予め任命しておくことは、速やかかつ適切な実施において必要なことである。				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	見込みのとおり労働衛生指導医を設置した。				
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	労働衛生指導医の意見に基づき、健診指示等を行っている。				
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-				
	所管府省・部局名	事業番号		事業名			
	-	-		-			
	-	-		-			
	-	-		-			
-	-	-					
点検・改善結果	点検結果	労働衛生指導医の活動が必要となる事案の発生に備え、その職務が確実に履行されるよう、適切な予算措置と任期の管理を行うことが必要である。 また、本事業は、毎年成果目標及び活動指標ともに達成しているところ、今後においても労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合に速やかに意見を求める必要があるため、引き続き事業を実施する必要がある。					
	改善の方向性	今後も労働衛生指導医の任期満了が近い局には、本省から任命手続きに必要な書類の提出指示を行う。また、労働衛生指導の対応が必要な場合に速やかに対応可能な体制を整えるよう都道府県労働局に指示する。					
外部有識者の所見							
アウトプット記載については指導医への意見照会事案数の設定を検討していただき、引き続き、適正な事業執行を行うこと。(横田 響子)							
行政事業レビュー推進チームの所見							
改一の内 善部の 容業	成果実績は目標を達成しており、活動実績も当初見込みを上回っているが、執行率を踏まえ、積算を見直す等事業内容を精査し、予算額縮減について検討すること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
執行等 改善	ご指摘を踏まえ、アウトプットの記載内容につき、労働衛生指導医の活動実績を設定することとする。 都道府県労働局長が労働衛生指導医に助言を求めることができる体制を常に整えておく必要があるため、予算額については現状を維持することとしたい。						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	1024		
平成25年度	388	平成26年度	392	平成27年度	399		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位: 百万円)

